

政策広報

関東地方整備局

第200号

関東の魂

◆ 目 次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 長野県上田市の歴史まちづくり計画が認定！
～関東甲信地方では合計18都市に～
2. カーボンニュートラルに向けて奥利根豪雪地帯で融雪水を有効活用
～既存ダムにおける再生可能エネルギーの活用に向けた試行運用～
3. 大学生主体による「バスタ新宿から地方を元気にするプロジェクト」
～高速バスに乗ってバスターミナルカードをゲットし、スタンプラリーで魅力スポットを周遊しよう～
4. 国道17号上武道路 令和5年2月28日（火）12時に4車線開通
～上武鳥取交差点から上武上細井交差点 延長2.1キロメートル～
5. 道の駅「やちよ」で写真展を開催
～防災意識向上を目指し、東日本大震災など災害時の写真やパネルを展示～
6. 自宅にいながら見学できる「バーチャルあらいけDX体験館」を開設
7. 「道の駅」が新たに1駅登録へ ～関東地方整備局管内では184駅に～
8. 地震で被災した国道399号伊達橋（福島県伊達市）へ応急組立橋を貸与します！
9. 国道20号新山梨環状道路（牛匂（うしく）～宇津谷（うつや））測量作業に着手します
10. ルートインジャパン株式会社と災害対応に関する協定を締結
～大規模災害時におけるTEC-FORCE派遣に備えた体制強化～
11. 首都圏中央連絡自動車道4車線化（久喜白岡JCT～大栄JCT）の一部が令和5年3月31日に完成します
～久喜白岡JCT～幸手IC、境古河IC～坂東ICが4車線で運用開始～
12. 路面太陽光発電技術に関する公募を開始します
～道路でエネルギーを創出し、再エネのさらなる活用を目指します～
13. 高崎市内の国道17号・18号合流部の絞り込みが解消します
～国道17号 高松立体 拡幅区間の供用を開始～
14. 「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画（原案）」に対する意見募集の実施及び公聴会の開催について

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 長野県上田市の歴史まちづくり計画が認定！ ～関東甲信地方では合計18都市に～

関東地方整備局建政部

上田市の歴史まちづくり計画について、歴史まちづくり法に基づき、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。今回の認定により、関東甲信地方の認定都市数は18市町となります。

※歴史まちづくり計画の正式名称：歴史的風致維持向上計画

※歴史まちづくり法の正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

令和5年2月15日の認定式では、古川国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を上田市長に対して手交しました。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00066.pdf

2. カーボンニュートラルに向けて奥根豪雪地帯で融雪水を有効活用 ～既存ダムにおける再生可能エネルギーの活用に向けた試行運用～

利根川ダム統合管理事務所

独立行政法人水資源機構

沼田総合管理所

東京電力リニューアブルパワー株式会社

奥根の積雪・融雪を活用したダム試行運用により貴重な水資源を有効活用してカーボンニュートラル達成に向けて取り組んでまいります。2022年度春は試験的に実施しCO2排出量2,260トン削減（増電電力量5GWh）し実績を確認しております。

2020年10月に我が国として「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、2050年カーボンニュートラルを目指す取組が加速しています。これを受け、水循環政策における既存ダムの再生可能エネルギー導入促進を図ることとします。その取組として、矢木沢ダムで積雪の融雪水を有効活用した水力発電増電の取組を実施するため、利根川ダム統合管理事務所・沼田総合管理所・東京電力リニューアブルパワー株式会社で覚書を締結し、試行運用を実施します。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00073.pdf

3. 大学生主体による「バスタ新宿から地方を元気にするプロジェクト」

～高速バスに乗ってバスターミナルカードをゲットし、スタンプラリーで魅力スポットを周遊しよう～

バスタ新宿から地方を元気にするプロジェクトチーム

学校法人 帝京大学
学校法人 東京理科大学
長野県 松本市
東京国道事務所

- 帝京大学、東京理科大学、松本市、東京国道事務所において「バスタ新宿から地方を元気にするプロジェクトチーム」を立ち上げました。
- 本プロジェクトの具体的な取組については、学生主体で検討を進め、松本市と東京国道事務所等が実現に向けてサポートする体制としています。

【プロジェクトの目的】

高速バスを利用した「ばす旅」を広めるとともに、高速バス発着の拠点となる交通結節点の整備（バスタプロジェクト※）の必要性等を周知し、もって、地方とバスタの結びつきの強化による地方観光産業等の活性化に資するため。

※鉄道やバス、タクシーなど、多様な交通モードがつながる集約型の公共交通ターミナルを、官民連携で整備するプロジェクト。

【プロジェクトの概要】

1. 期間：令和 5 年 2 月 18 日(土)から令和 5 年 3 月 11 日(土)

2. 内容：

(1) バスターミナルカードの配布

バスターミナルなどの交通拠点をより知って頂くために学生が「バスタ新宿カード」と「松本バスターミナルカード」を作成しました。高速バス(バスタ新宿-松本バスターミナル間)を利用頂いた方に配布致します。

(2) デジタルスタンプラリーの実施

交通拠点であるバスターミナルや松本魅力スポットを巡るスタンプラリーを開催します。

※本取り組みは、(一社)関東地域づくり協会から助成を受けて活動をしています。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00074.pdf

4. 国道17号上武道路 令和5年2月28日(火)12時に4車線開通

～上武鳥取交差点から上武上細井交差点 延長2.1キロメートル～

高崎河川国道事務所

上武(じょうぶ)道路は、北関東自動車道や関越自動車道と連絡し、物流円滑化の支援や周辺地域の活性化および国道17号現道の渋滞緩和を目的としたバイパス事業であり、現在、順次4車線化整備を進めております。

このうち、昨年度に上武上泉(じょうぶかみいずみ)交差点から上武鳥取(じょうぶとっとり)交差点間を4車線化しており、今回、上武鳥取交差点から上武上細井(じょ

うぶかみほそい) 交差点間の延長 2. 1 km の開通する日時が決まりましたのでお知らせします。

4 車線化整備により交通容量が確保され、暫定 2 車線区間における速度低下の改善や事故の減少が期待されます。

引き続き、上武道路の 4 車線化整備を進め、令和 5 年度までに前橋市今井町（いまいまち）から富田町（とみだまち）間の 4 車線化整備を行う予定です。

開通日時：令和 5 年 2 月 2 8 日（火） 1 2 時

開通場所：上武鳥取交差点から上武上細井交差点間 延長 2. 1 km

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00077.pdf

5. 道の駅「やちよ」で写真展を開催

～防災意識向上を目指し、東日本大震災など災害時の写真やパネルを展示～

千葉国道事務所
八千代市

道の駅「やちよ」において、東日本大震災などの大規模災害の様子を記録した写真展が令和 5 年 3 月 3 日～ 3 月 1 2 日に開催されました。

本年は、未曾有の東日本大震災から 12 年、関東大震災から 100 年を迎えます。

また、近年は気候変動に伴う大雨、大雪、台風の大型化による風水害の激甚化、頻発化が顕著であり、南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震の発生が切迫しています。

日本を代表する報道写真家たちが被災地で取材を重ね、個々の視点でとらえた各地の災害の記録写真を、防災道の駅である道の駅「やちよ」へ展示し、災害記録の継承を図るとともに、いつ起こるかわからない自然災害に対する日頃の備えを呼びかけました。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00087.pdf

6. 自宅にいながら見学できる「バーチャルあらいけDX体験館」を開設

荒川調節池工事事務所

「あらいけDX体験館」を実際に訪れているかのような体験ができる広報コンテンツを荒川調節池工事事務所HPに開設しました。

【バーチャルあらいけDX体験館の概要】

現在整備を進めている「荒川第二・三調節池」の工事現場に設置されている広報施設「あらいけDX体験館」の展示内容を、実際に広報施設内にいるかのような視点で、Webブラウザ上で閲覧できます。

コンテンツ内の展示物をクリックすると、現地での見学に使用しているパネルや動画を

閲覧できます。

【利用方法】

記者発表資料別紙に記載のURLまたはQRコードからアクセス。もしくは、「荒川調節池工事事務所HP」で、[広報] > [バーチャルあらいけDX体験館] と順番にクリックしていただき、あらいけDX体験館の画像をクリックすることでご利用いただけます。
※ご利用のインターネット環境によっては、読み込みが遅くなる場合があります。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00089.pdf

7. 「道の駅」が新たに1駅登録へ ～関東地方整備局管内では184駅に～

関東地方整備局道路部

今回、関東地方整備局管内では新たに以下の1駅が登録（令和5年2月28日付け）され、合計で184駅（全国1,204駅）となりました。

1. 新たに「道の駅」に登録する箇所

駅名：道の駅「和田宿ステーション（わだじゆくステーション）」
所在地：長野県小県郡長和町（ながのけん ちいさがたぐん ながわまち）
路線名：一般国道142号
オープン予定：令和5年度

2. 関東地方整備局管内184駅の内訳

茨城：16駅 栃木：25駅 群馬：33駅 埼玉：20駅 千葉：29駅
東京：1駅 神奈川：4駅 山梨：21駅 長野：35駅

「道の駅」は平成5年の制度創設以来、今年で30年が経過します。国土交通省では、新たに加わった「道の駅」とともに、地方創生、観光を加速する拠点への進化を目指す第3ステージの取組みを進めてまいります。

「道の駅」の情報については関東地方整備局の「道の駅」ホームページでもご覧になれます。

※詳しくは「関東地方整備局 道の駅」でご検索ください。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00102.pdf

8. 地震で被災した国道399号伊達橋(福島県伊達市)へ応急組立橋を貸与します！

関東地方整備局統括防災グループ
道路部

関東地方整備局は、東北地方整備局からの要請により、令和4年3月16日の福島県

沖を震源とする地震で被災した国道399号伊達橋（福島県伊達市）の復旧にあたり、仮橋による地域の交通確保のため、下記のとおり応急組立橋を貸与したのでお知らせします。

1. 貸与日時：令和5年3月7日（火）10時00分
2. 貸与橋梁：応急組立橋1橋（組立式下路ワーレントラス橋、貸与延長50m）
3. 貸与地：関東地方整備局関東技術事務所 船橋防災センター
（千葉県船橋市東船橋 5-2-1）
4. 使用箇所：国道399号伊達橋（福島県伊達市前川原地内）

- 令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、阿武隈川を渡河する国道399号伊達橋（福島県伊達市）が被災し、現在も通行止となっている状況です。
- 同橋は、復旧に高い技術力を要する等から、国（東北地方整備局）の権限代行による復旧を行っています。
- 東北地方整備局では、被災状況の詳細調査及び対策検討の結果、復旧工事に相当の期間を要することから、地域の交通確保のため仮橋の設置を行うこととなりました。
- 東北地方整備局からの要請を受けて、北海道開発局及び関東地方整備局は応急組立橋を貸与することにしました。
- 先行して北海道開発局所有の応急組立橋が昨年12月に貸与されており、現地の施工状況により、関東地方整備局が所有する応急組立橋を令和5年3月に貸与します。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00103.pdf

9. 国道20号新山梨環状道路(牛句(うしく)～宇津谷(うつや))測量作業に着手します

甲府河川国道事務所

新山梨環状道路は、甲府都市圏（中心市街地）における交通の円滑化と、甲府市と周辺市町村間の連絡強化などを目的とした全長約43kmの都市計画道路です。

このたび、新山梨環状道路（牛句～宇津谷）について、詳細な設計に必要な、地形等の測量作業に着手しますので、お知らせします。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00105.pdf

10. ルートインジャパン株式会社と災害対応に関する協定を締結 ～大規模災害時における TEC-FORCE 派遣に備えた体制強化～

関東地方整備局統括防災グループ

国土交通省関東地方整備局では、TEC-FORCE を派遣する際に現地の活動拠点となる宿泊施設を確保することを目的として、ルートインジャパン株式会社とホテル業界と初となる宿泊施設の確保等の協力に関する協定を締結しました。

近年、気候変動の影響により、激甚化、頻発化する自然災害や首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の逼迫性が指摘されています。

このため、国土交通省関東地方整備局では、発災後いち早く TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を被災地に派遣し、これらの大規模災害に迅速かつ確実に対応することができるようにするため、公募により応募のあった日本全国でホテル運営しているルートインジャパン株式会社と「災害時に職員が利用する宿泊施設の確保等の協力に関する協定」を令和5年3月1日に締結しました。

本協定の締結により、複数の被災地に同時、大規模派遣となった場合の TEC-FORCE の活動拠点となる宿泊施設の確保体制が強化されたことで、更なる地方公共団体への支援体制が構築されました。

引き続き、災害から国民の命と暮らしを守るため、関係機関等と連携を図りながら、防災力の向上に取り組んでいきます。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00109.pdf

11. 首都圏中央連絡自動車道 4 車線化（久喜白岡 JCT～大栄 JCT）の一部が令和 5 年 3 月 31 日に完成します ～久喜白岡 JCT～幸手 IC、境古河 IC～坂東 IC が 4 車線で運用開始～

東日本高速道路株式会社
さいたま工事事務所
関東地方整備局
北首都国道事務所

東日本高速道路株式会社 さいたま工事事務所（埼玉県さいたま市）、及び国土交通省関東地方整備局 北首都国道事務所（埼玉県草加市）が整備を進めてまいりました首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」）4車線化（久喜白岡（くきしらおか）ジャンクション（以下「JCT」）～大栄（たいえい）JCT）のうち、久喜白岡JCT～幸手（さつて）インターチェンジ（以下「IC」）間、及び境古河（さかいこが）IC～坂東（ばんどう）IC間が令和5年3月31日から4車線で運用開始となり、併せて、当該区間の最高速度が70km/hから80km/hに変更となりますので、お知らせします。

残る区間については、引き続き、安全を最優先に整備を進めてまいります。

工事期間中は、長期間にわたる交通規制・通行止め等にご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

【概要】

○ 4車線運用開始日時：令和5年3月31日（金）15時

○ 4車線運用開始区間：久喜白岡JCT～幸手IC（延長8.5km）

境古河IC～坂東IC（延長9.1km）

○ 最高速度の変更：当該区間の最高速度が70km/hから80km/hに変更されます

※ 4車線運用開始に伴う式典を予定しています。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00116.pdf

12. 路面太陽光発電技術に関する公募を開始します

～道路でエネルギーを創出し、再エネのさらなる活用を目指します～

関東地方整備局

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、道路分野においても脱炭素社会の実現に貢献していくため、道路でエネルギーを創出し、再エネのさらなる活用を進めていく必要があります。

この度、路面太陽光発電技術について求める性能等を確認するため、道路技術懇談会を経て導入促進機関として選定された「一般財団法人 国土技術研究センター」において、新たな技術を公募します。

1. 公募期間：令和5年3月6日（月）～令和5年4月28日（金）
2. 公募要領及び応募様式：
下記ホームページより、公募要領及び応募様式をダウンロードできます。
<https://www.jice.or.jp/roadtech/rs-pv>
3. 公募に関する問い合わせ：
一般財団法人 国土技術研究センター 道路政策グループ 路面太陽光発電技術担当
TEL:03-4519-5002 FAX:03-4519-5012 E-mail:rs-pv@jice.or.jp

※本技術公募は、新技術導入促進計画に基づいて実施され、令和4年5月10日に開催された道路技術懇談会を経て導入促進機関として選定された「一般財団法人 国土技術研究センター」が行います。 ※新技術導入促進計画、道路技術懇談会の資料等は下記ウェブサイトで公開しています。

<https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/dourogijutsu/>

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00122.pdf

13. 高崎市内の国道17号・18号合流部の絞り込みが解消します

～国道17号 高松立体 拡幅区間の供用を開始～

高崎河川国道事務所

高崎市内の国道17号と国道18号の合流部において拡幅工事を行ってまいりましたが、このたび供用が開始されたのでお知らせします。

今回の拡幅区間の供用により、東京方面に向かう国道17号と国道18号の合流部に合流車線が新たに整備されます。

合流車線の整備により国道17号の東京方面に向かう車線が1車線から2車線となるため走行車線の絞り込みが解消します。

これらの整備により交通の輻輳が解消し、交通の円滑化や事故の減少が期待されます。

供用日時：令和5年3月15日（水）14時

供用箇所：高崎市常盤町～高崎市並榎町

供用延長：約0.3km（拡幅区間）

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00123.pdf

14. 「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画(原案)」に対する意見募集の実施及び公聴会の開催について

関東地方整備局河川部
江戸川河川事務所

国土交通省関東地方整備局では、「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画」の策定に向けて検討を進めているところです。

今般、「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画(原案)」を作成し、関係する住民の皆様から広くご意見を募集するとともに、埼玉県、東京都に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きする公聴会を開催することとしましたのでお知らせいたします。

「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画(原案)」は、関東地方整備局ホームページに掲載しています。

関東地方整備局ホームページにて「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画(原案)」で検索いただきご確認ください。

○意見募集の実施について

記者発表資料 別添1「『利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画(原案)』に対する意見募集について」を参照

○公聴会の開催について

記者発表資料 別添2「『利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画(原案)』に対する公聴会の開催について」を参照

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_00137.pdf

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 新たに13の民間資格を登録します！

～「令和4年度公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格」の登録～

国土交通省は2月13日付けで、国土交通省登録資格に新たに13の民間資格を登録し、40の民間資格を更新します。

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。国土交通省では、一定水準の技術力等を有する民間資格を「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度より導入し、これまでに353の資格を登録しています。

今般、新たに13の資格を登録するとともに、今年度末に登録期間満了を迎える40の資格について更新し、計366の登録資格となります。

国土交通省登録資格は、点検・診断等の業務において、その資格保有者を総合評価落札

方式で加点評価することなどにより、積極的に活用するとともに、地方公共団体等でのさらなる活用に向けて周知を図って参ります。

■国土交通省登録資格について

①国土交通省登録資格の概要（参考）

⇒記者発表資料【別添1】参照

②登録資格一覧（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿）

⇒記者発表資料【別添2】参照

③国土交通省登録資格の活用に向けて

⇒記者発表資料【別添3】参照（国土交通省登録資格パンフレット）

【参考 HP】

※1 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程

(<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001513678.pdf>)

※2 登録の申請・登録の更新について

(https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000100.html)

※3 技術者資格制度小委員会について

(https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s201_gijyutsusyashikaku01.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001586881.pdf>

2. ハイブリッドダムの取組に関するサウンディングでのご意見等も踏まえ、事業化に向けた検討を進めていきます

国土交通省では、「ハイブリッドダム」の取組を推進するにあたり、多様な民間企業等のご意見やご提案をお聞きする「サウンディング（官民対話）」を実施しました。今般、サウンディングでのご意見・ご提案をとりまとめるとともに、ご意見等も踏まえ、「ハイブリッドダム」の事業化の検討に向けた今後の取組やスケジュールについてお知らせします。

1. 「ハイブリッドダム」の取組について

- ・国土交通省では、近年の気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化を踏まえた治水対策とともに、2050年カーボンニュートラルに向けた取組みを加速させるため、治水機能の強化と水力発電の促進を両立させる「ハイブリッドダム」の取組を進めています。
- ・この「ハイブリッドダム」は、最新の気象予測技術や土木技術を活用し、天候に応じた貯水量の柔軟かつ高度な運用を実現することによって、治水容量と発電容量の増強を図るものです。これに併せて、ダムが立地する地域の振興にも官民連携で取り組むこととしています。

2. ハイブリッドダムの取組に関するサウンディングでのご意見等について

- ・「ハイブリッドダム」の取組を推進するにあたり、民間投資が可能な治水・水力発電を両立できる方策や民間活力を活かした地域振興について、多様な民間企業等のご意見やご提案をお聞きする「サウンディング（官民対話）」を実施したところ、34者の参加があり、いただいたご意見・ご提案をとりまとめました。

（ご意見等の概要は別紙2参照）

※詳細は、以下に掲載しておりますので併せてご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/river/dam/hybrid sounding.html>

3. サウンディング結果も踏まえたハイブリッドダムの今後の取組について

- ・サウンディングでのご意見等も踏まえ、ハイブリッドダムの事業化に向け、具体の手法ごとに、今後の取組やスケジュールについてお知らせいたします。
- ・また、ハイブリッドダムの取組のうち、既設ダムの運用高度化による増電の取組（洪水後期

放流の工夫や、非洪水期の弾力的運用)については、今年度、6ダムで試行しましたので、その状況について併せてお知らせします。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001587070.pdf>

3. 激甚化・頻発化する大規模災害に対し、市町村が円滑に災害復旧事業を実施できるよう支援します

～第4回「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会」の開催～

○大規模災害時においても技術職員や災害対応経験が不足する市町村が、災害発生から復旧まで迅速かつ円滑に災害対応を行うことができるよう、市町村への支援方策のあり方と既存の支援方策や好事例を示したガイドラインを令和4年5月にとりまとめ公表したところです。

○今回の検討会では、更なる市町村への支援方策の強化に向け、令和4年度に検討・実施した市町村支援への取組状況を報告し、改善点などのガイドラインへの反映や今後の取組について、議論を行いました。

1. 日時：令和5年2月28日（火） 10：00～11：40

2. 議題：（1）令和4年度における市町村支援の状況
（2）ガイドライン（第2稿）案及び研修資料案について
（3）今後の取組について
（4）意見交換

3. その他：資料及び議事要旨は、国土交通省ウェブサイトに掲載しています。
(https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/saigai_fukkyu/index.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001588530.pdf>

4. 『待って！家選びの基準変わります』

～省エネ基準の適合義務化に向けて広報漫画を配布しています！～

2022年6月17日に公布された改正建築物省エネ法により、2025年4月（予定）に全ての新築住宅等への省エネ基準の適合義務化等が行われます。

国土交通省では、制度の周知を図るため、消費者の方向けに、省エネ基準の適合義務化や省エネ住宅のメリットなどについて解説した「漫画（冊子）」をご用意いたしました。

漫画冊子について、全国の住宅展示場において配布するほか、営業等の機会に消費者への配布にご協力いただける住宅の供給事業者等を募集します。

<住宅の供給事業者等の方向け>

●漫画冊子について、住宅の供給事業者、設計事業者等で、営業等の機会に消費者の方への配布にご協力いただける方を募集しております。

下記アドレスの入力フォームに必要事項を記入し、お申込みください。

<https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/shoene-shiryo>

<消費者の方向け>

●漫画冊子は、全国約330箇所の住宅展示場において合計50万部配布を行います。

●一人でも多くの消費者の方々に省エネ基準の適合義務化や省エネ住宅のメリットなどを

正しく理解していただけるよう、漫画（別紙）を建築物省エネ法のホームページにおいて公開しております。

建築物省エネ法 HP: <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_001142.html

5. 「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案」を閣議決定 ～官民の予報を高度化し、防災に関する情報提供を充実させます～

防災に関する情報提供の充実に向けて、国・都道府県が行う洪水等の予報・警報や民間の予報業務の高度化・充実を図るための「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

1. 背景

近年の自然災害の頻発化・激甚化を背景として、防災対応のために国・都道府県が行う予報・警報の高度化が求められています。また、国等が行う予報を補完する局所的な予報のニーズも高まっているところです。

こうしたニーズに応じて、防災に関する情報提供を充実させていくため、「気象業務法」と「水防法」を一括改正し、最新技術を踏まえながら官民それぞれの予報の高度化・充実を図ります。

2. 法律案の概要

(1) 国・都道府県による予報の高度化

[1] 都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化

- ・国土交通大臣が、都道府県知事の求めに応じ、都道府県の洪水予報河川の予測水位情報を提供
- ・都道府県知事と気象庁長官は、提供された情報を踏まえ、共同して洪水予報を実施

[2] 火山現象に伴う津波の予報・警報の実施

- ・気象庁の予報及び警報の対象となる現象に、火山現象に伴う津波を追加

(2) 民間事業者による予報の高度化

[1] 最新技術を踏まえた予報業務の許可基準の最適化

- ・最新の予測手法の導入により予報精度の向上を図るため、洪水等に係る許可基準を新設 等

[2] 防災に関連する予報の適切な提供の確保

- ・洪水等の社会的影響が特に大きい現象の予報業務には事前説明を義務付け 等

[3] 予報業務に用いることができる気象測器の拡充

- ・予報精度向上のため、検定済みではない気象測器の補完的な使用を可能に

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo02_hh_000032.html

6. 「空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進（政策パッケージ）」を報告

～第 11 回所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議の開催結果～

2月27日に開催された「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」において、「空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進（政策パッケージ）」を報告しました。

- 「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」は、所有者不明土地等に係る諸課題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な対策を推進するため、平成 30 年 1 月に設置されました。
- 本日開催された第 11 回会議において、国土交通省から「空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進（政策パッケージ）」の報告を行いました。また、新たな「所有者不明土地等問題 対策推進の工程表」が決定されました。

1. 閣僚会議の概要

日時：令和 5 年 2 月 27 日（月）9：45～

議事：（1）各省の検討状況等について
（2）対策推進の工程表（案）について

資料：資料 1 総務省提出資料（所有者不明土地対策に係る「住民基本台帳法」の改正について）

資料 2 国土交通省提出資料（空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進（政策パッケージ））

資料 3 法務省提出資料（法務省における所有者不明土地等問題の解決に向けた取組）

資料 4 所有者不明土地等問題 対策推進の工程表（案）

※会議資料は、内閣官房のホームページに掲載されています。

URL：<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shoyushafumei/index.html>

2. 「空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進（政策パッケージ）」の概要

空き家と所有者不明土地等は、人口減少や相続の増加等を要因とし、今後も増加が見込まれるため、対策の強化が急務となっています。地域においては、空き家と所有者不明土地等が混在し、地域の機能維持や経済活性化を図るためには、両対策の連携を進めることが必要です。また、部局間連携によって対策の中心的な主体である市区町村の業務の円滑化・効率化を図ることも重要です。

このため、空き家対策及び所有者不明土地等対策を一体的・総合的に推進し、空き家・土地の有効活用や適切な管理を図り、地域経済の活性化に繋げることをとするものです。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001589139.pdf>

7. インフラ DX に関する優れた取組を行った 25 団体を発表！

～令和 4 年度 インフラ DX 大賞の受賞者を発表します～

国土交通省は、インフラ分野において、データとデジタル技術を活用して建設生産プロセスの高度化、効率化、国民サービスの向上等の改革につながる優れた実績をベストプラクティスとして横展開するため、令和 4 年度に「インフラ DX 大賞」を創設しました。

今回、令和 4 年度「インフラ DX 大賞」の受賞者として、計 25 団体（国土交通大臣賞 4 団体、優秀賞 19 団体、スタートアップ奨励賞 2 団体）を決定しました。

1. 「インフラ DX 大賞」とは

- ・国土交通省は、建設現場の生産性向上に関するベストプラクティスの横展開に向けて、平成 29 年度より「i-Construction 大賞」を実施してきました。
- ・また、令和 4 年度からは、「インフラ DX 大賞」と改称し、インフラの利用・サービスの向上といった建設業界以外の取組へも募集対象を拡大しています。
- ・加えて、インフラ分野におけるスタートアップの取組を支援し、活動の促進、建設業界の活性化へつなげることを目的に、新たに「スタートアップ奨励賞」を設置しております。

2. 表彰対象・審査

令和 3 年度に完了した国や地方公共団体等が発注した工事・業務に関する企業の取組や地方公共団体等の取組、i-Construction 推進コンソーシアム会員の取組を対象とし、インフラ DX 大賞選考委員会において、有効性・先進性・波及性の観点から、計 25 団体（国土交通大臣賞 4 団体、優秀賞 19 団体、スタートアップ奨励賞 2 団体）を受賞者に決定しました。

3. 今後の予定と取組について

後日、授与式を開催する予定です。詳細が決まり次第、お知らせします。また、国土交通省 WEB サイト等へも受賞者の取組の詳細を掲載するなど、ベストプラクティスの横展開を推進します。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000945.html

8. 令和 5 年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定

～公共事業の働き方改革を推進するための環境整備に取り組みます～

国土交通省では、実態調査等に基づき、必要に応じて、直轄土木工事・業務に適用する積算基準等を改定してきています。

今般、令和 5 年度から適用する新基準等として、時間外労働規制の適用への対応や円滑な施工体制の確保など、現場実態を踏まえた各種改定を行います。

なお、これらの新基準等は、地方ブロック発注者協議会等を通じて、全国の都道府県・政令市に情報提供する予定です。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000944.html

9. 河川敷地の更なる規制緩和で地域活性化！

～民間事業者の参入を促進する“RIVASITE”を始動～

- 国土交通省は、河川敷地における更なる規制緩和を進めます。
- この取組を推進することで、民間事業者の参入を促進し、「地域活性化」と「河川管理の効率化」を実現していきます。

■ “RIVASITE”の概要

○更なる規制緩和 ※

- ・ 占用期間満了後の更新を保証 (ex. 10 年→10 年+10 年)

・民間事業者による占用範囲を施設毎の占用からエリア一体の占用に拡大
※河川管理施設整備や占用区域外の清掃・除草等を実施することが条件となります。
※河川敷地占用許可準則に基づく社会実験を活用

○民間事業者への情報発信

ポテンシャルリスト（民間事業者の参入の参考となる河川裏の河川敷地における活用可能な河川敷地の一覧表）の公表

各河川のポテンシャルリストおよび問い合わせ先は下記のアドレスからご確認いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/kasenshikichi/02.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/common/001589167.pdf>

10. 入札契約改善推進事業の報告会を開催します

～地方公共団体の課題に対応した入札契約制度の改善推進に向けて～

地方公共団体が抱える入札契約制度の課題の改善・推進を支援する「入札契約改善推進事業」について、令和4年度事業に関する報告会を開催します。

○国土交通省では、平成26年の改正により公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に「多様な入札及び契約の方法」が位置付けられたことを踏まえ、平成26年度より、地方公共団体における入札契約制度の改善推進に向け、入札契約改善推進事業として支援を行っています。

○地方公共団体が抱える入札契約制度の課題に対して、改善推進を支援するため、本取組の報告会を下記のとおり開催することとしましたので、お知らせいたします。

1. 開催概要

令和5年3月30日（木） 14:00～（16:00 終了予定）（ZOOMによるWEB配信方式）

参加希望者は、3月24日（金）までに別紙に記載の宛先までメールでお申込み下さい。

参加定員：500名（先着順）

対象者：地方公共団体等の発注関係事務、事業推進の担当者
発注者支援業務、CM業務等を行う企業の担当者

2. 報告内容

地方公共団体	支援対象事業
中富良野町（北海道）	中富良野小・中学校改築事業、入札契約制度改善 （地元建設業者の活用を実現する入札契約方式の選定、優先して取組むべき入札適正化事項の把握を実施）
柏崎市（新潟県）	用途廃止公共建築物解体事業 （公共、民間建築物の解体工事における実勢価格の把握、解体工事における適切な入札契約方式を選定するためのフローの整理を実施）
津南町（新潟県）	津南町立ひまわり保育園増築事業 （価格高騰による上昇を加味した単価の設定、地元建設業者の応札意欲を引き出すような入札契約方式の選定を実施）

3. その他

報告会資料等については、報告会終了後、下記の国土交通省ホームページにて公開する予定です。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000102.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00163.html

11. 「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を閣議決定

空家等の活用拡大、管理の確保、特定空家等の除却等に総合的に取り組むための「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

1). 背景

近年、空き家の数は増加を続けており、今後、更に増加が見込まれる中、空き家対策の強化が急務となっております。

この法律案は、こうした状況を踏まえ、周囲に悪影響を及ぼす特定空家等の除却等の更なる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空家等の有効活用や適切な管理を確保し、空き家対策を総合的に強化するものです。

2). 法律案の概要

(1) 所有者の責務強化

- 現行の適切な管理の努力義務に加え、国、自治体の施策に協力する努力義務を追加

(2) 空家等の活用拡大

[1] 空家等活用促進区域

- 市区町村が空家等活用促進区域及び空家等活用促進指針を定めた場合に接道規制や用途規制を合理化し、用途変更や建替え等を促進
- 市区町村長は、区域内の空家等の所有者等に対し指針に合った活用を要請

[2] 空家等管理活用支援法人

- 市区町村長は、空家等の管理や活用に取り組む NPO 法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人として指定

(3) 空家等の管理の確保

- 市区町村長は、放置すれば特定空家等になるおそれがある空家等を管理不全空家等として、指導、勧告
- 勧告を受けた管理不全空家等の敷地は固定資産税の住宅用地特例を解除

(4) 特定空家等の除却等

- 市区町村長に特定空家等の所有者等に対する報告徴収権を付与
- 特定空家等に対する命令等の事前手続きを経るとまがないときの緊急代執行制度を創設
- 所有者不明時の略式代執行、緊急代執行の費用徴収を円滑化
- 市区町村長に財産管理人の選任請求権を付与

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000160.html

12. 令和4年の土砂災害発生件数は795件

令和4年には、42の道府県で795件※1（確定値）※2の土砂災害が発生した。8月から9月までの期間の合計では、32道県で525件の土砂災害が発生し、

直近10年（H24-R3）の同期間における平均発生件数（366件）を上回った。

国土交通省では毎年、都道府県等からの報告に基づき、土砂災害の発生件数を集計しています。

【令和4年の土砂災害】

- ・ 42道府県で795件の土砂災害が発生し、死者4名（災害関連死を含まない）、人家被害284戸の被害が生じた。
- ・ 8月・9月の合計では、32道県で525件の土砂災害が発生し、直近10年（H24-R3）の同期間の平均発生件数（366件）を上回った。
- ・ 台風第15号では全数の9割以上の167件の土砂災害が静岡県で発生した。これは単一の台風、単一の県で発生した件数として歴代2位であった。※1位は令和元年東日本台風での宮城県の254件。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001589970.pdf>

13. 地盤情報を収集するデータベースの運営主体を決定しました

国土交通省は、官民が所有する地盤情報の共有化に向けて、「地盤情報データベース」の運営主体を決定しました。

国土交通省では、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会 技術部会の「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について」の答申（平成29年9月付）において、官民が所有する地盤情報を共有化し、収集した情報のプラットフォームを構築することとして、今後の方向性を示しました。

答申に基づき、官民が所有する地盤情報の共有化の実現を図るため、公共工事等にて得られた地盤情報の収集・利活用を行うデータプラットフォームの運営を目的とした、「地盤情報データベース」の運営主体の公募を実施した結果、「一般財団法人 国土地盤情報センター」を運営主体として決定しました。

今後は、順次、地方公共団体等と運営主体との間で協定を締結し、同データベースの運用を実施していきます。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001590702.pdf>